

営業業務委託 R7～R12 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、愛知中部水道企業団プロポーザル方式の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、営業業務委託 R7～R12 の最終受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続きについて、必要事項を定めるものである。

1 目的

愛知中部水道企業団では、民間事業者が有する知識、技術や実績の他、経営状況、業務に関する技術提案内容の理解度、妥当性及び実現性を総合的に勘案し、水道使用者の方への安定的なサービスの提供、サービス水準の向上と愛知中部水道企業団水道事業の合理的かつ効率的経営の促進を図ることを目的にプロポーザルを実施することとする。

2 業務概要

(1) 業務委託名

営業業務委託 R7～R12

(2) 業務執行場所

ア 事務所は愛知中部水道企業団内に置くものとする。

イ 対象区域は、豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町の全域とする。

(3) 業務内容

水道料金及び下水道使用料の徴収に関連する次の表の業務を行う。なお、各業務の詳細については「営業業務委託 R7～R12 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

業務名	業務内容
検針業務	定例検針、再検針、随時検針、精算検針
収納・滞納整理業務	現地精算、滞納整理（消滅時効期間 2 年、5 年）
給水停止業務	給水の停止業務
開閉栓業務	甲乙止水栓開閉栓業務
受付業務	電話対応、窓口対応、各種届出の処理
口座振替業務	口座振替の登録・停止に係る処理、口座振替の推進
郵便物の発送及び仕訳処理業務	納入通知書等の発送、郵便物の仕分け処理
新設等処理業務	給水装置工事申込書に係る処理
減免処理業務	水道料金減免申請書、洗管及び水質検査に係る処理
メータ管理業務	検定期間満了メータ取替に係る業務 倉庫内メータの在庫管理（フォークリフトによる移動、棚卸作業を含む。）
調定作成等業務	調定作成、調定更生
証明書発行業務	納入証明書、使用証明書及び閉栓証明書の発行、手数料徴取業務
電話交換業務	電話を受電し対応又は担当課に取次ぐ
その他の業務	納入通知書等の発行、来庁者の案内 営業課が必要と判断して指示する上記の業務に付帯する業務

(4) 契約期間

契約の日（予定日 令和7年7月1日）から令和12年9月30日までとし、業務履行期間は令和7年10月1日から令和12年9月30日とする。

なお、契約の日から令和7年9月30日までは準備期間とし、当該期間に係る費用等は、受託候補者の負担とする。

(5) 概算事業費（上限価格）

1,300,860,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

(6) 債務負担行為設定額（令和8年度から令和12年度まで）

1,170,774,000円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

(7) 契約保証金

愛知中部水道企業団財務規程（以下「財務規程」という。）第101条の規定により契約金額の100分の10以上とする。ただし、財務規程第102条の規定に該当する場合は免除する。

(8) 委託料の支払

委託料は、各月の業務完了後、月毎に均等額を受託候補者からの請求により支払うものとする。

(9) 消費税変更に伴う対応

契約期間中に消費税率が改定された場合は、新税率が適用される期間の契約金額について、消費税抜き契約金額に新税率を乗じて得た額に変更する。

(10) 契約

本業務委託に係る契約は、愛知中部水道企業団が実施する今回のプロポーザルの結果に基づき、受託候補者と随意契約により契約を締結する。

また、契約にあたっては、財務規程等を遵守し締結する。

3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

(1) ガイドライン第4条の参加資格を満たす者であること。

(2) 愛知県内に本店又は営業所等を有していること。

(3) 令和2年度以降に、給水人口30万人以上の国内水道事業者の給水区域全域において、水道メータの検針業務、水道料金及び下水道使用料の収納・滞納整理業務等を包括的に受託し、現在履行中又は完了した実績を有している者であること。ただし、給水区域の一部について、前段の業務を受託している場合は、受託した給水区域内の給水人口が30万人以上であれば同等とみなす。

(4) 消費税及び地方消費税並びに国税等に滞納がない者であること。

(5) 公共料金徴収業務を過去に3年以上受託した実績を有し、かつ当該業務委託の目的達成に必要な従事者を配置できる者であること。

(6) 常時雇用関係があり、かつ公共料金徴収業務について、3年以上の実務経験を有する業務責任者を配置できる者であること。

(7) 個人情報の漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止、その他個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。

4 実施方法

(1) 選定委員会の設置

プロポーザルにおける審査及び受託候補者を選定するため、営業業務委託 R7～R12 プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

委員会は、参加者から提出された提案書等を審査し、価格と価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い参加者を受託候補者に決定する。

(2) 実施日程

プロポーザルによる受託候補者の選定は、次の日程により実施する。

	内容	期日等
1	プロポーザル募集の公告	令和7年4月1日（火）
2	申込書等の提出期間	令和7年4月7日（月） ～ 令和7年4月14日（月）
3	参加資格審査結果及びプレゼンテーション参加要請通知（資格がない場合は、参加資格審査結果通知のみ）	令和7年4月21日（月）
4	提案書等の作成に係る質問書の提出期間（質問書は、電子メールによる。）	令和7年4月22日（火） ～ 令和7年5月9日（金）
5	質問に対する回答	令和7年5月16日（金）
6	提案書等の提出期限	令和7年5月26日（月）
7	提案書等に係るプレゼンテーション及びヒアリング	令和7年6月12日（木）
8	受託候補者の決定及び選定結果の通知	令和7年6月下旬（予定）
9	契約日	令和7年7月1日（火）（予定）

注：提出は、いずれも平日の午前8時30分から午後5時15分までとし、提出方法及び連絡方法は、各内容の所定の方法とする。

5 申込手続

(1) 申込書等は、愛知中部水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp>

(2) 参加者は、プロポーザル参加申込書（様式第1号）に必要書類を添付のうえ、提出期間内に各1部を提出すること。

ア 必要書類

(ア) 定款の写し及び会社のパンフレット

(イ) 法務局が発行する法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書

(ウ) 労働条件関係書類

労働条件に基づく規則、協定等の状況が確認できるもの

・就業規則

・労働基準法第36条時間外及び休日労働に関する協定書

(エ) 賠償保険加入状況

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況が確認できるもの

・保険証券の写し等

イ 提出期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月14日（月）まで

ウ 提出先

愛知中部水道企業団 営業課

エ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は、提出期間内に必着のこと。

6 プロポーザル参加の辞退

参加者が、参加意思表示後に提案書等の提出を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式第8号）を直ちに提出すること。なお、「13 失格事由」が生じた場合においてもプロポーザル参加辞退届を提出すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 提案書等作成に係る質問は、プロポーザル質問書（様式第7号）により電子メール（eigyoka01@suidou-aichichubu.or.jp）での受付とする。なお、件名は「営業業務委託 R7～R12に係る質問」とし、送信後、電話で報告すること。

(2) 質問に対する回答は、企業団ホームページ等に掲載するものとする。ただし、提案内容に密接に関わるものなどは、質問者のみに電子メール等で通知するものとする。なお、件名は「営業業務委託 R7～R12に係る質問に対する回答」とし、送信後、電話で報告をする。

(3) 提出期限

令和7年4月22日（火）から令和7年5月9日（金）まで

8 提案書等の提出

参加者はプロポーザルに関する提案書を提出期限までに提出すること。提案書を作成するにあたっては、仕様書に記載されている内容を確認して作成すること。なお、提案書は1事業者で1提案とし、A4判、横書き（文字サイズ10ポイント以上）、左の長辺綴じで製本すること。また、図表等については、必要に応じてA3判でも可とするが、A4判へ折込みをすること。

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書（様式第2-1号、様式第2-2号）

正本1部、副本6部、正本を記録した電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部

（正本の提案書の表紙のみ代表印を押印すること。）

本業務委託を履行するにあたっての提案事項は次項目に従って記載すること。なお、様式の定めのない項目については、「11 評価基準」を参考に記載すること。

(ア) 会社概要に関する事項（様式第3号、様式第4号）

(イ) 受託実績表（様式第5号）

(ウ) 業務実施体制及び業務実施人員配置体制（様式第6号）

(エ) 地域貢献に対する考え方（地元経済、地元雇用）

(オ) お客様対応に対する考え方

(カ) 検針業務に対する考え方

(キ) 収納、滞納整理業務に対する考え方

(ク) 給水停止業務に対する考え方

(ケ) 開閉栓業務に対する考え方

- (コ) 受付業務に対する考え方
- (サ) 口座振替業務に対する考え方
- (シ) 郵便物の発送及び仕分処理業務に対する考え方
- (ス) 新設等処理業務に対する考え方
- (セ) 減免処理業務に対する考え方
- (ソ) メータ管理業務に対する考え方
- (タ) 調定作成等業務に対する考え方
- (チ) 証明書発行業務に対する考え方
- (ツ) 電話交換業務に対する考え方
- (テ) 研修体制に対する考え方
- (ト) コンプライアンスに対する考え方
- (ナ) 防災、災害及び緊急時等における危機管理に対する考え方
- (ニ) 将来に向けてのサービスの向上、コスト削減及び業務効率化に対する提案
- (ヌ) その他の業務提案

イ 提案見積書（任意様式） 1部

総額及び各年度の金額を明記し、積算の根拠となる内訳書を添付すること。

ウ プレゼンテーション及びヒアリング出席者報告書（任意様式） 1部

出席者の役職及び氏名（4名まで）、プロジェクター等使用の有無を記載すること。

(2) 提出期限

令和7年5月26日（月）午後5時15分（必着）

(3) 提出先

愛知中部水道企業団 営業課

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）とする。ただし、郵送の場合は提出期限内に必着のこと。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

参加者毎にプレゼンテーションを実施する。なお、プレゼンテーションの内容も評価対象となるため、事務局において録音を行う。

(1) 実施日時

令和7年6月12日（木） 時間及び場所は後日改めて通知

(2) プレゼンテーション及びヒアリング時間

プレゼンテーション：各参加者 45分以内

プレゼンテーション終了後のヒアリング：各参加者 30分以内

(3) 注意事項

ア プレゼンテーションは自由形式とするが、提案書等の提出時に添付していないものを新たに提出することはできない。また、提案書の記載内容の範囲内であればプロジェクター等を使用して説明することも可能とする。ただし、スクリーン以外は参加者で用意するものとする。

イ プレゼンテーションに出席する者は、提案書等の内容を熟知している4名までとし、そのうち1名は業務実施体制（様式第6号）に記載する業務責任者とする。

ウ 誤字、脱字がある場合の資料の差替え等は認めない。プレゼンテーション時にその説明をす

ること。

10 プロポーザルの審査方法

委員会は各参加者の提案書等の記載内容について「11 評価基準」に基づき評価及び採点を実施し、総合点が最も高い者を受託候補者として決定する。なお、同点の場合には、委員会の委員長が受託候補者を選定する。また、委員会の公開はしないものとする。

11 評価基準

評価項目は、次の表のとおりとする。提案書等の記載内容については「8 提案書等の提出」を参照。

評価項目		主な評価指針	提案書の記載内容
1	会社概要・財務状況	・企業の信頼度及び将来性はどうか	(ア) (様式第3号、第4号)
2	業務受託実績	・当該業務委託に対し豊富な実績を有しているか	(イ) (様式第5号)
3	業務実施体制等	・業務実行計画、業務実施体制及び人員配置体制はどうか ・業務における指揮命令系統及び責任体制が確立されているか ・繁忙期や緊急時の支援体制は整っているか	(ウ) (様式第6号)
4	地域貢献	・地元経済への貢献、地元雇用の促進等地域に根ざした企業活動の考え方、取組方針はどうか ・雇用形態、雇用期間及び給料水準等の待遇は、適正であるか	(エ)
5	お客様対応	・業務全般における対応方針はどうか ・トラブルを防止するための有効な対策を講じているか ・トラブルが起きた際の対応方法、体制はどうか	(オ)
6	業務履行方法	・提案書(カ)から(ツ)までのそれぞれの業務について ・業務の理解度は十分か ・経験豊富な人員体制はとれているか ・ミス防止のためのチェック体制は万全か ・効果的な提案はなされているか	(カ)～(ツ)
7	研修体制	・業務の効果的な運営を図るため、適切な研修体制が整っているか	(テ)
8	コンプライアンス	・コンプライアンスに関する考え方はどうか ・個人情報保護のための具体的、効果的な対策を講じているか ・個人情報保護関連の資格の有無はどうか ・コンプライアンス違反、個人情報漏えい事故が起きた際の対応方法、体制はどうか ・過去5年間の違反、事故の状況及び対応はどうか	(ト)
9	危機管理	・地震、台風、火災等に対する防災対策及び業務中の事故等緊急時の対策はどうか ・災害及び緊急時の連携、協力体制はどうか	(ナ)
10	将来提案	・将来に向けて、実現性のあるサービス向上、コスト削減、業務効率化等の提案があるか	(ニ)

評価項目		主な評価指針	提案書の記載内容
11	その他	・提案書(ア)から(ニ)以外に、営業業務委託及び水道事業全般における有益な提案があるか	(ヌ)
12	取組姿勢、コミュニケーション能力	・提出資料及びプレゼンテーションの内容が分かりやすく、説得力があるか ・質問に対する回答が簡潔かつ明瞭か ・本業務への積極的な意欲がみられるか	
13	見積金額	・提案内容に対する見積金額は適切か	提案見積書

12 選定結果の通知

(1) 選定結果については、プロポーザル選定結果通知書により各参加者に通知し、企業団ホームページ等で選定結果を公表する。

(2) 通知予定日

令和7年6月下旬

13 失格事由

参加者又は受託候補者が、下記に掲げる事由が生じた場合は、参加者の参加資格又は受託候補者の決定を取消すこととする。

(1) 提案書等の書類を提出しなかった場合

(2) 提出書類又は参加資格等に瑕疵があることが判明した場合

(3) 契約締結以前に「3 参加資格要件」を満たさなくなった場合

(4) 提案見積金額が概算事業費（上限価格）を超えている場合

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした場合

(6) 他の参加者の申請の代理をした場合

(7) 他の参加者と提案書等の内容又はその意思について相談を行った場合

(8) 提案書等の提出に対して事実と反する提案等の不正行為があった場合

(9) その他、提案書等に虚偽の記載を行った場合

(10) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する場合

(11) その他プロポーザルの参加又は業務委託の契約において手続きを継続しがたい重大な事由が生じた場合

14 関係法令等の遵守

(1) 参加者は、実施要領及び関係法令を遵守すること。

(2) 参加者が各関係法令等に違反した場合は、「13 失格事由」が生じた場合に準じて取扱うこととする。

15 その他留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出後の申込書及び提案書等の修正及び変更は認めない。また、提出された書類は返還しない。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザル以外の目的には使用しない。

16 事務局（問合せ先）

〒470-0153 愛知県愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷 212
愛知中部水道企業団 営業課料金グループ 小嶋、鈴木
電話 番 号：(0561)38-0033（直通）
F A X 番 号：(0561)38-1427
電子メール：eigyoka01@suidou-aichichubu.or.jp